# 最低制限価格の取扱いについて

大刀洗町では、競争入札に付する建設工事の最低制限価格について、次のとおり取扱うことにしたので、お知らせします。

1　算出方法について
（１）の制限割合を算定後、（２）により最低制限価格（税抜き）を算定

（１）制限割合の算定

| |
|---|
| ○制限割合の算定式<br>**｛(直接工事費×0.97)＋(共通仮設費×0.9)＋(現場管理費×0.9)＋(一般管理費×0.68)｝÷予定価格（税抜き）**<br><br>○制限割合の適用範囲<br>**0.75 ≦ 制限範囲 ≦0.92**<br><br>※制限割合の計算結果が、適用範囲の下限値 0.75 に満たない場合は 0.75 とし、上限値 0.92 を超える場合にあっては 0.92 となります。 |

（２）最低制限価格（税抜き）の算定

| |
|---|
| ○最低制限価格（税抜き）の算定<br>**予定価格（税抜き）× 制限割合**<br><br>※最低制限価格（税抜き）は、万円未満切捨てとします。 |

2　適用時期
令和４年８月１日以降に入札広告及び指名通知するものから適用